主

原判決中被告人等関係部分を破棄する。

被告人Aを懲役参年六月に、同Bを懲役弍年に、同C、同Dを各懲役式 年六月に処する。

原審における未決勾留日数中、被告人A、同B、同Cに対し、各百弍拾日を、同Dに対し百拾日をいずれも、右本刑に算入する。

訴訟費用中、原審における国選弁護人E、同Fに支給した分は被告人A、同B、同Dの、原審証人Gに支給した分は、被告人等四名並びに原審相被告人Hの各負担とし、当審における国選弁護人山本貞義に支給した分は、被告人等の負担とする。

理中

検察官宮井親造の控訴趣意は、記録に編綴されている原審検察官塩田末平提出の 控訴趣意書記載のとおりであるからこれを引用する。

控訴趣旨について

記録によると被告人等に対する起訴状記載の訴因たる公訴事実は原判示第一の (一)、第三及び第五の(二)の事実を除くその余の各事実において、被告人等で 単独又は共謀で各判示日時場所で、門司市長の管理にかかる水道鉛管を金切銀って、同鉛管、口金又は量水器等を窃取するとともに、公衆の飲料に供する水の水道を損壊したものであるというのに対し、原判決は、右の公訴事ものとれる協盗の事実を認定しただけで、右窃盗罪と想像的競合犯の関係がある「公安によるに、不特定、又は「多衆人」と解するのが最も妥当であるところ、被告人のに対して、不特定、又は「多衆人」と解するのが最も妥当であるところ、被告人のによ、不特定、又は「多衆人」と解するのが最も妥当であるところ、被告人の使用されるもので、使用者が特定しているばかりでなく、その使用のとして無罪の認定をしていることが認められる。

ないものとして無罪の認定をしていることが認められる。 案ずるに刑法第百四十二条乃至第百四十七条の飲料水に関する罪は公衆衛生の見地から人の健康を保持するために設けられた罰則に外ならないから、同法第百四十七条にいわゆる「公衆の飲料の用に供する浄水」とは〈要旨〉広く不特定又は多数人の飲料の用に供する浄水と解するのが相当である。そして苟も、住民に対する飲料水の〈/要旨〉供給用としての浄水の水道設備である以上、たといそれが一世帯の専用又は数世帯の共用のために引用敷設されたものであるにせよ、それは広く不特定又は多数人の飲料を供給する浄水の水道ということかできるから、その水道設備の一部を毀損して、一時的にも飲料水の清潔とその完全使用を阻害したときは、いわゆる公衆の飲料の用に供する浄水の水道を損壊したものといわねばならぬ。

そして当裁判所は、本件記録及び原裁判所において取調べた証拠によつて直ちに 判決することができるものと認めるので、刑事訴訟法第四百条但書に従い、本件に

つき更に判決をすることとする。 当裁判所の認定したる事実並びに証拠は原判示第一の二、第二、第四及び第五の -の各事実(以上、いずれも水道鉛管の切取りにかかる分全部)の末尾に、「切り 取り各窃取し」とあるのを「切り取り窃取するとともに公衆の飲料の用に供する浄 水の水道を損壊し」と訂正する外、第一審判決の事実(被告人A、同Bの前科事実 をも含む)並びに証拠と全く同一であるからこれを引用する。 法令の適用。

- 判示第一の一、第三、第五の二、の各事実につき、刑法第二百三十五条
- 一、 刊示第一の一、第三、第五の二、の各事実につき、刑法第二百三十五条 (共謀の点につき、刑法第六十条) 一、 判示第一の二、第二、第四、第五の一の各事実につき、刑法第二百三十五 条、第百四十七条(共謀の点につき、第六十条)、第五十四条第一項前段第十条 一、 被告人A、同Bの前科の点につき、刑法第五十六条第一項、第五十七条、 第五十九条
- 以上につき刑法第四十五条前段、第四十七条、第十条、被告人A、同Bに つき更に第十四条
  - 未決勾留日数の算入につき、刑法第二十一条